

## 7. 行政情報の提供

### 印刷物

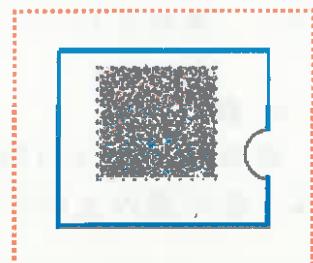
印刷物による情報提供を行う際は、その情報を対象となる人全てが受け取ることができるのか、配慮する必要があります。

状況に応じて、点字・拡大版やふりがな付での提供や、S Pコードを貼付して提供します。

なお、電子データ等での提供を要望される場合もあります。

### S Pコード

紙に掲載された印刷情報をデジタル情報に変換した二次元コードで、専用の読み上げ装置で読み取ると記録されている情報を音声で聞くことができます。なお、印刷物に貼付する場合は、コードの位置認識のために切り込みを入れます。



### ホームページ

ホームページを作成する際は、年齢や障がい等によって生じる制約を可能な限り排除した、誰もが利用しやすいホームページを作成することに努めてください。

#### 【参考】

- ・愛媛県ホームページによる情報提供に関する基本方針
- ・愛媛県ホームページにおけるアクセシブルなコンテンツの作成に関する指針

#### 『参考事例：視覚障がいのある方への配慮』

ホームページ上のテキスト情報を合成音声で読み上げるソフトウェアは、目でホームページを見ることができない、見にくい等の視覚障がいのある利用者がホームページの内容を耳で聞くことによって情報を

取得する手段の一つとして利用されています。ソフトウェアがホームページの情報を正しく読み上げられるように、音声だけでもきちんと意味を伝えられるページ構成になっているか等、ホームページ作成時には工夫や配慮が必要です。

#### 音声読み上げ対応の留意点

##### ▶ 文字の表記

単語の途中にスペースを入れたり、スペースで体裁を整えると、意図しない読み上げとなります。

##### ▶ 画像の使用

画像ファイルには、その内容を説明した文字列（代替テキスト）を付加し、表示されている内容がわかるようにします。

##### ▶ 表の使用

表は意図しない順序で読み上げる可能性があるので、使用する場合は、表の読み上げ順に配慮し、単純な構造にします。

##### ▶ P D F ファイルの使用

P D F データを音声読み上げソフトだけで正確に理解するのは難しいので、使用する場合は、H T M L 版※1で要約を提供したり、テキスト版※2で同じ情報を併せて提供するようにします。

※1 H T M L 版 Web ページを記述するためのマークアップ言語。文書の論理構造や表示の仕方などを記述することができる。

マークアップ言語…テキストファイルの中に、内容と同時に特定の記号を利用して付加情報を記述したもの。

※2 テキスト版 レイアウト情報や修飾情報を持たない、純粹に文字のみで構成されるデータ。

## 8. 補助犬（身体障がい者補助犬）

平成14(2002年)年に制定された「身体障害者補助犬法」により、国・地方公共団体が管理する施設では、原則として「身体障がい者補助犬」の同伴の受け入れが義務づけられました。

「身体障がい者補助犬」は、盲導犬・聴導犬・介助犬の3種類の犬の総称で、特別な訓練を受けており、障がい者のパートナーであり、ペットではありません。

きちんと訓練され管理も行われているので、社会生活におけるマナーも守ることができ、清潔です。

盲導犬	視覚障がいのある方の歩行を補助するための犬で、行く手を阻むモノなどの存在を知らせ、安全に歩くための補助を行います。
聴導犬	聴覚に障がいのある方の耳の代わりとなり、屋外ではクラクションや自転車の呼び鈴、名前を呼ばれたことなどを知らせます。
介助犬	落とし物を拾って渡す、手の届かないものを持ってくる、荷物を運ぶ、ドアの開閉、必要に応じて歩行介助、起立、移乗（車いすから車へなど）の補助などを行います。

### ※補助犬の表示

盲導犬は、白又は黄色のハーネス（胴輪）を、聴導犬と介助犬は、背中にそれぞれ、「聴導犬」、「介助犬」と記載された表示をつけています。

このハーネスや表示をついているとき、補助犬は仕事中です。

### 応対のポイント

- ①応対の仕方がわからない場合は、使用者本人に直接聞きます。
- ②犬のトイレも、犬によって異なりますので、使用者本人に直接聞きます。

### 周りの方への説明のポイント

- ①補助犬は、適切な健康管理と予防対策が講じられた犬であり、使用者が行動管理（食事や犬の排泄等）をしているので、迷惑はかけないこと。

- ②補助犬は、外に出たらいつでも仕事中なので、触ったり、声をかけたり、気を引いたりせず、見守ってほしいこと。（食べ物や水も与えないこと）
- ③犬が嫌いな方、またはアレルギーのある方には、その旨職員にお知らせいただきたいこと。

#### 補助犬マーク

身体障害者補助犬法の施行に伴い、施設内への受け入れ啓発ステッカーが、複数の機関から発行されています。

例



「厚生労働省認定マーク」

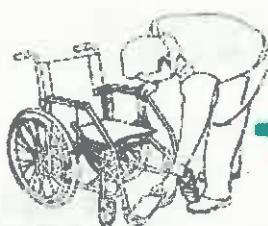
## 9. 参考

- ・ 車いす使用の方の基本的な介助方法
- ・ 視覚障がいのある人の基本的な介助方法
- ・ 障がい者に関するマーク
- ・ コミュニケーション支援用絵記号の例
- ・ 参考資料・引用

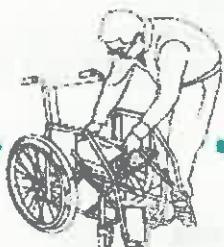
## 車いす使用の方の基本的な介助方法

### たたみ方

1. フットレストを上げます。



2. シート中央部を持ち上げます。



3. 完全に折りたたみます。



### 広げ方

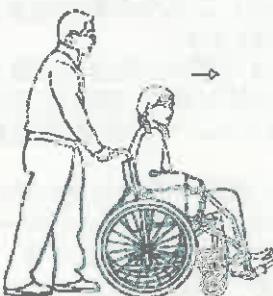
1. 外側に少し開きます。
2. シートを押し広げます。
3. 両手を「ハ」の字に広げ、シートの両端をしっかりと押し広げます。



### 【自走式標準タイプの車いすの押し方】

ハンドグリップを握り、重心を安定させ、体全体で押すようにします。押し始める際には、「進みます」「押します」などと声をかけてください。

止まる時は声をかけて静かに止まります。急に止まると車いすから転げ落ちる場合がありますので注意が必要です。



### 【ブレーキ（ストッパー）のかけ方】

車いすの背面から側面にかけて立ち、片手でハンドグリップを握りながら、もう一方の手でブレーキ（ストッパー）をかけます。反対側もハンドグリップを放すことなく、ブレーキ（ストッパー）をかけます。



### 【キャスター上げ】

車いすが段差やすき間を越えるにはキャスター（前輪）を上げる必要があります。

必ず「キャスター上げをします」と声をかけ了解を得てから、ティッピングバーを踏み込むと同時に、ハンドグリップに体重をかけ、押し下げます。素早く安定させることが安心につながります。



### 【キャスター上げでの移動】

ハンドグリップをしっかりと握り、ふらつかないようにバランスを取りながら、前に進みます。



急な坂道やスロープは後ろ向きで降りる方が安全です。ハンドグリップをしっかりと握り、後方を確認しながらゆっくりと下ります。（向きは乗ってる人に確認しましょう。）

## 視覚障がいのある人の基本的な介助方法

### 【基本原則】

#### ●視覚障がいのある人の動きを制限しないこと。

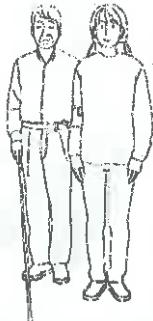
…基本姿勢で相手の前に位置しても引っ張ってしまっては、視覚障がいのある人の動きは制限されたことになります、非常に不安で恐怖感を感じさせます。

…白杖を引っ張ったりすることは、身体の一部を引っ張っているのと同じことになります。(白杖は身体の一部と理解してください。)

#### ●一時的に待つてもらうときには、空間に放置するようなことはしないこと。

…自分がどこにいるか非常に不安になります。壁や柱などに触って待つてもらうようにします。

### 【基本姿勢】

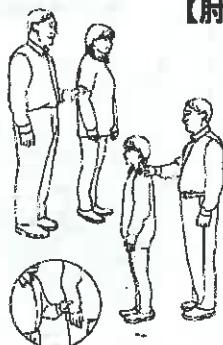


相手の白杖を持つ手の反対側の半歩前に立ち、肘の少し上を握ってもらい、二人分の幅を確保しながら誘導します。

誘導する際は、状況を口頭で伝えることが大切で、特に足元や障がい物についての情報が必要です。

なお、説明する時はあいまいな表現ではなく、「右」「あと〇メートルぐらい」と具体的に説明します。

#### 【肘や肩、手首をつかんでもらう場合】



相手の肘の角度が90度くらいになることで、互いの位置を適度な間隔に保つことができます。持たれている肘は、体側に軽く付けてごく自然にし、腕はあまり握らないようにします。

相手の背が高い場合には、ご本人に確認した上で、肩をつかんでもらっても良いでしょう。また、逆に相手が子どもだったり、極端に背の高さが違う場合には、手首のあたりをつかんでもらっても良いでしょう。

### 【白杖を持っている人と階段を上がる方法】



白杖を持っていない側に立ち、「基本姿勢」をとります。階段が始まることを口頭で告げ、あなたから上がり始めます。上がるスピードについて口頭で確認し、階段の終わりについても伝えます。

### 【障がい物がある場

段差がある場合やくぼみをよけたりする場合についても階段と同じように、あらかじめ説明し、上がり下りの別や、その高さや大きさを「〇センチぐらい」と伝えます。

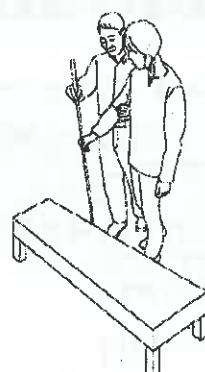
### 【いすに座る時】



いすに座ることを伝え、いすのタイプ(一人掛け、長いすなど)を説明します。

背もたれにさわってもらうことで、位置や向き、いすのタイプなどを確認することができます。

### 【白杖による誘導】



白杖を持っている人には、白杖を垂直に立てた状態でいすにふれるように手を添え、座る場所に導くという方法もあります。

その際は、事前に了解を得た上で、白杖のグリップの少し下を持って指示示すようにします。

### 【白杖を持っている人と階段を下りる方法】



白杖を持っていない側に立ち、「基本姿勢」をとります。上がる時と同様に、階段が始まることを口頭で告げ、あなたから下り始めます。スピードに気をつけ、声をかけながら下り、階段の終わりを知らせます。

■白杖シグナルについて(P65 マーク参照)  
外出先で道に迷ったり不安な時や災害時など何か困った際に、白杖を頭上50cmに掲げて周囲に助けを求める合図のことです、全国的な普及を目指しています。

## 「H26年版障がい者白書」(内閣府)より

### ■ 障がい者に関するマーク



【障害者のための国際シンボルマーク】  
所管：公基発行法人日本規格協会ハビテーション協会



【身体障害者標識】  
所管：警察庁

【障がい者雇用支援マーク】



【聴覚障害者標識】  
所管：警察庁



【盲人のための国際シンボルマーク】  
所管：社会福祉法人日本盲人福祉委員会



【耳マーク】  
所管：一般社団法人全日本聴覚者・中途失聴者団体連合会



【ほじょ犬マーク】  
所管：厚生労働省・医療局障害保健課

【白杖SOSシグナル】  
普及啓発シンボルマーク】



(社会福祉法人日本盲人会  
連合推奨マーク)



【オストメイトマーク】  
所管：各医療法人三才会議会議事部



【ハート・プラスマーク】  
所管：特定非営利活動法人ハート・プラスの会

### ■ コミュニケーション支援用絵記号の例

#### 【絵記号の例】



わたし



あなた



感謝する



助ける

#### 【絵記号による意思伝達の例】



朝起きたら、顔を洗って歯を磨いてください。

## 参考資料・引用

### ●内閣府

- ・ 公共サービス窓口における配慮マニュアル障がいのある方に対する心の身だしなみ
- ・ 平成 26 年版障がい者白書

### ●厚生労働省

- ・ 厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- ・ 障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン  
～福祉分野における事業者が講すべき障害を理由とする差別の解消するための措置に関する対応指針～
- ・ みんなのメンタルヘルス（発達障がい）

[http://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease\\_develop.html](http://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease_develop.html)

### ●長崎県障がい福祉課

- ・ 障がいのある人への応対のしおり～安心できるサポートのために～

### ●発達障がい情報・支援センター（国立障がい者リハビリテーションセンター）

- ・ 発達障がいを理解する <http://www.rehab.go.jp/ddis/> 発達障がいを理解する
- ・ 発達障がいの理解のために（パンフレット）

### ●（公財）日本障がい者リハビリテーション協会

- ・ リハビリテーション研究 1985 年 11 月（第 50 号）

### ●町田サファイア・クラブ（障がい者の親ネットワーク）

- ・ 町田サファイア・クラブ SOS ボード



31 December 1967  
Government of Ontario - 3000  
[Redacted]



発行日：平成28年2月

編集・発行：新居浜市福祉部地域福祉課

〒792-8585 新居浜市一宮町1丁目5番1号

電話 65-1237 FAX37-3844

電子メール：[chiifuku@city.niihama.ehime.jp](mailto:chiifuku@city.niihama.ehime.jp)